

## 秋のたそう会セミナー

# 「働き方改革関連法」の ポイントと実務対応

本年6月29日に「働き方改革関連法」が成立しました。改正法には、**長時間労働是正のための残業規制**や**非正規労働者の処遇改善**などが盛り込まれており、中小企業を含むすべての企業の実務に多大な影響を与える内容になっています。時間外労働の上限規制など、早ければ来年4月1日から施行される改正もあり、施行日に向けて準備を進めなければなりません。本セミナーでは、法改正の内容・ポイントを解説するとともに、実務的な対応についてもご説明します。

### セミナー内容

#### 1 長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現等

- ・ 法改正の内容・ポイント（時間外労働の上限規制・年次有給休暇の時季指定義務・高度プロフェッショナル制度等）
- ・ 実務対応・留意点

#### 2 非正規労働者の処遇改善

- ・ 法改正の内容・ポイント（同一労働同一賃金・非正規社員に対する待遇差の説明義務等）
- ・ 実務対応・留意点

## 2018.10.2(火)

① 10:00～12:30

② 14:00～16:30

場所：田辺総合法律事務所  
9階会議室

費用：顧問先 **無料**（1名まで）  
一般 10,000円  
（税込・1名につき）

田辺総合法律事務所パートナー弁護士。  
札幌北高校、東京大学卒業。平成14年弁護士登録。

以後、労働事件を経営者側代理人として手がけ、訴訟・労働審判などの紛争対応の経験多数。

著書等：「いわゆる雇用型の執行役員をめぐる問題点」（BUSINESS LAW JOURNAL 2014.3 No.72）、「採用選考時の調査はどこまで許されるのか？」（BUSINESS LAW JOURNAL 2012.2 No.47）



担当弁護士  
薄井 琢磨

# 田辺総合法律事務所

代表 田辺克彦（第一東京弁護士会）

東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル 9階会議室

<http://tanabe-partners.com/access>

- ①JR有楽町駅国際フォーラム口 徒歩3分
- ②有楽町線有楽町駅D3出口 徒歩3分
- ③三田線日比谷駅B4出口 徒歩3分
- ④日比谷線日比谷駅A3出口 徒歩4分
- ⑤千代田線二重橋駅1出口 徒歩5分
- ⑥丸ノ内線銀座駅C9出口 徒歩7分



必要事項を記載してお送りください FAX 03-3214-3810

## セミナー「働き方改革関連法」のポイントと実務対応 参加申込書

平成30年10月2日（火） 10:00～12:30

※参加ご希望の日時に  
チェックをお付け下さい。

平成30年10月2日（火） 14:00～16:30

※内容は各回同一です。

※定員は各回20名です。

|     |         |           |
|-----|---------|-----------|
| 会社名 | TEL     | ご質問事項     |
|     | FAX     |           |
| ご住所 | 〒 _____ |           |
| お名前 | (フリガナ)  | 部課名<br>役職 |
| メール | @       |           |

申込用ウェブサイト <http://www.tanabe-partners.com/seminar/>

お申込み後、受講票・請求書をお送り致します。ご入金後のキャンセルにつきましては返金いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

お問合せ : 03-3214-3811 (担当: 毛利・河村) [seminar@tanabe-partners.com](mailto:seminar@tanabe-partners.com)